

初鹿通信

第194号

令和4年8月吉日

顧問先各位

〈ご一読推薦者〉

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

民法の改正 成年年齢引下げに伴う贈与税・相続税の改正について

民法の改正により、今年4月1日から成年年齢が18歳へ引き下げられ、税務上の取扱いも諸々改正されています。その内、令和4年度に改正された住宅取得等資金贈与の特例など、贈与税・相続税に関する内容をご案内いたします。

□改正の概要

区分	受贈者や相続人等の年齢要件		
	令和4年3月31日以前の贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後の贈与・相続等の場合	
贈与税	・相続時精算課税（相続税法21の9） ・住宅取得等資金の非課税等（租税特別措置法70の2、70の3、震災特例法38の2） ・贈与税の特例税率（租税特別措置法70の2の5） ・相続時精算課税適用者の特例（租税特別措置法70の2の6～70の2の8）	その年1月1日において 20歳以上	その年1月1日において 18歳以上
	・事業承継税制（租税特別措置法70の6の8、70の7、70の7の5）	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	・結婚・子育て資金の非課税（租税特別措置法70の2の3）	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 20歳以上50歳未満	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 18歳以上50歳未満
相続税	・未成年者控除（相続税法19の3）	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において 18歳未満

※国税庁「民法の改正 成年年齢引下げに伴う贈与税・相続税の改正のあらまし」より

同じ令和4年の贈与でも、3月31日以前の贈与か、4月1日以後の贈与かで適用される「年齢要件」は異なります。また、その年齢要件は「その年1月1日」時点で判断します。贈与を受ける人が令和4年の1月1日において18歳又は19歳の場合、4月1日以後に贈与を受けると贈与税の特例税率や住宅取得等資金の非課税等の適用対象になりますが、3月31日以前に贈与を受けると適用対象にはなりませんので、注意が必要になります。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。